

藤久保地域拠点施設基本構想（素案）に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件：藤久保地域拠点施設基本構想（素案）			
担当課：道路交通課		メールアドレス：seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数		49件（11名）	
対応状況		原案を一部修正とする。	
番号	提出された意見等	対応方針	町の考え方
1	①施設の集約化・複合化には賛成です。学校と地域の連携には難しい面もあるが、施設の複合化で自然に子ども達が社会の多様な面に触れたり、地域住民の学校に対する理解を深めることができると思います。	原案のとおりとします。	ご意見のとおり、小学校とその他公共施設を複合化し連携を行うことで、特色ある教育活動を行うことができると考えます。今後住民の皆様のご意見を伺いながら、この構想を具体化していきたいと思えます。
	②高層にした方が効率的ですが、わが町にはくだらない規制で8階しかできないのが残念です。高層階に図書館とかカフェがあれば見晴らしがよいところでおしゃべりができて楽しい。 体育館は備蓄倉庫を地下とか2Fに作って防災対策をする。出張所は機械化して効率的にすればいい。小学校は上履きをやめて土足にするといいい。学童クラブは教育企業に任せて学力向上を考えては。藤久保中学校は全国でたぶん1ヶ所だと思う学区外にあるので、それも集約化で解消できればいいと思う。 全国的にそういう流れの中でいい見本をまねてやってほしい。	原案のとおりとします。	藤久保地域拠点施設は、周辺への影響などを考慮し、現状の規制の中で建設を進めてまいります。各施設機能の配置や、民間施設の導入、施設の運営については住民の皆様のご意見を伺いながら検討を進めてまいります。 藤久保中学校の集約化については、現状の敷地面積に鑑みると、運動場面積の確保が出来ないことから、整備予定地内で実現させることは困難であると考えます。
2	①計画について住民との間で合意が形成されているとは思いません。説明会を開催して	原案のとおりとします。	町の上位計画や関連計画、これまで実施いたしましたワークショップや、まちづくり懇話会のご意

	ください。		見をもとに、基本構想を作成いたしました。来年度以降にこの構想を具体化した基本計画を作成していきますので、その際は、関係者の方や、住民の皆様のご意見を反映できるように説明会等の実施をまいります。
	②将来を担う小学校の教育環境に十分な考慮がC案では日照等疑義があります。中高層住居占用地域環境優先の犠牲にならないように計画すべきです。	原案のとおりとします。	配置・フロア構成イメージとしてA、B、Cの3案を出させていただいております。今後はこの3案を基に住民の皆様のご意見を伺いまして、配置・フロア構成について検討を進めてまいります。
	③小学校のプールは確保してください。町の子どもたちに均等な教育環境とすべきです。自然災害等からの防災施設にも転用ができます。	原案のとおりとします。	児童の学習環境に支障がないように配慮しつつ、プールの更新について検討してまいります。
	④構想では公共施設の運営について、民間の管理委託や指定管理への方向性が検討されていますが、図書館や公民館の管理運営は特に、町の責任で行われるべきです。	原案のとおりとします。	三芳町第6次行政改革大綱では「民間にできるものは民間に」を基本に民間活力の活用等によるアウトソーシングを推進し、よりよいサービスの構築に向けて検討を進めております。公民館や図書館の管理運営については、他自治体において指定管理等がすでに実施されており、先進事例などを参考に、三芳町で実施可能な民間活用について慎重に検討を進めてまいります。
	⑤すでに民間委託、指定管理で運営されてきた経緯に対する検証と総括を含め、住民本位に計画され実施されますよう要望します。PFI手法の一見効率的安価な方法が、公共財の安売りにならないよう将来に禍根を残さないよう慎重に計画されますようお願いいたします。	原案のとおりとします。	三芳町第6次行政改革大綱では「民間にできるものは民間に」を基本に民間活力の活用等によるアウトソーシングを推進し、よりよいサービスの構築に向けて検討を進めております。PFIを含む民間活用については、サービス面の向上や財政的な効果を慎重に見極めながら、導入の可能性について調査してまいります。
3	①整備対象敷地がA-1、A-2、B、Cと限定されているのは公共施設の更新、再配置の予算内(923億円)に起因していることが理由でしょうか。判断材料としてプラン	原案のとおりとします。	整備対象敷地が限定されている理由としては、既存の町所有の敷地で再配置を検討しているためです。 プランごとの概算費用については現在計上ができておりません

	に概算数字を計上すべきでは		ので、今後基本計画等でお示しします。
	②現状プランのA～Cまでのケースで選択しなさいと判断するならば、C：学校・複合一体型を希望します。そこで気になるのはいずれのプランが敷地容積や高さで苦慮していますが、三芳町特別条例で建築基準(高さ25m:4階建て)以上に検討できないでしょうか。又、学校用地の有効利用と活用を計画する時に、現状の運動場、体育館は隣接する空き地に移設(郵政宿舎跡地を借地か等価方式)等で建築面積の拡大と高層部階の分譲マンション(民間デベロッパとの連携による資金運用の確保)、屋上部のソーラーシステムによる太陽光発電による非常時に電源確保や非常用飲料水生成機による水の供給。	原案のとおりとします。	町では中低層の住居及び共同住宅が大半を占めている市街地内における高層建築物の建設をめぐり、トラブルが発生したことなどを理由に、ゆとりある都市空間の形成や良好な住環境を保全するため、建築物の高さを一定の範囲に留める高度地区を導入しました。こうしたことから、本施設の整備においては、既存の規制の中で考えてまいります。
	③建築基準法に抵触するのか、敷地面積の地下利用方法が記載されていませんが、災害時対策として①防災シェルター(一時避難所)、非常時管理センターの設置②非常食、衣服類、生活用品の備蓄倉庫等の地域連携避難訓練場所の拠点として設置を強く希望します。	原案のとおりとします。	既存の公共施設が災害時の避難所等、様々な位置づけとなっていることから、藤久保地域拠点施設についても、同様の位置づけになるものと考えます。こうしたことから、ご提案の件につきまして、今後検討してまいります。
4	①基本構想(素案)について周知が十分にされるよう努められたい。	原案のとおりとします。	ご意見のとおり、本構想については、住民の皆様に周知していくことが大切だと考えます。そのため、構想が策定できましたら、順次周知を行ってまいります。
	②個々の施設について、歴史、従前からの経過も存在の意義もあるので利用者、関係機関に意見を聴取すべきである。	原案のとおりとします。	来年度以降にこの構想を具体化した基本計画を作成していきますので、その際は、関係者の方や、住民の皆様のご意見を聴取するため、説明会等を実施してまいります。

③A、B、Cどれも建物の集合で建設費の低下を目指したもの、としか見えない。	原案のとおりとします。	公共施設マネジメント基本計画にもとづき、町では所有するすべて公共施設の維持管理・更新を図っていくために、施設総量の縮減などを目標に掲げ、公共施設全体のマネジメントに取り組んでいるところです。
④地域拠点とした、子ども、老人、障害者、弱者にも配慮がされていない。	原案のとおりとします。	誰もが安心安全に利用できる施設を検討してまいります。
⑤教育、福祉、健康、身近な地域で受けられる、距離への考慮も重大です。	原案のとおりとします。	今後の参考とさせていただきます。
⑥学校は文科省、健康福祉は厚労省、行政は総務省等管理所管も交付金も複雑多岐にわたるでしょう。	原案のとおりとします。	ご指摘のとおり、施設を複合化することで、管理所管や交付金関連の手続きは複雑になると考えますが、施設整備前にしっかりと整理してまいります。
⑦施設の耐用経過もさまざまです。出来た経緯、歴史もあります。尊重すべきです。耐用のあるものの有効使用。	原案のとおりとします。	拠点施設の供用開始については、スムーズに進めた場合において7～8年後を見込んでおります。各施設については近い将来に老朽化による更新の必要が見込まれることから、本構想を作成しているところです。
⑧三芳町のあるべき教育、福祉、健康、身近な行政を追求し、諸施設を考えるべきです。第4の施設案を公募したと思います。	原案のとおりとします。	配置・フロア構成イメージとしてA、B、Cの3案を出させていただいております。今後はこの3案をもとに住民の皆様のご意見を伺いまして、新しい案を含めて検討を進めてまいります。
⑨町の課題 幼児教育、青少年の育成、文化の醸成、老人の福祉、公園、憩える場所の不足、防災対策、老人の住まい、交通安全等あると思います。	原案のとおりとします。	今後の参考とさせていただきます。
⑩文化施設での減免、有料化、負担増でサービス切り下げ、利用の後退。職員の削減による行政サービスの劣化が予想されます。充分ご検討ください。	原案のとおりとします。	ご指摘の件について、慎重に検討してまいります。

	い。		
5	①指定管理者、管理委託が多い。直営で町が管理すべき		三芳町第6次行政改革大綱では「民間にできるものは民間に」を基本に民間活力の活用等によるアウトソーシングを推進し、よりよいサービスの構築に向けて検討を進めております。公民館や図書館の管理運営については、他自治体において指定管理等がすでに実施されており、先進事例等を参考に、三芳町で実施可能な民間活用について慎重に検討を進めてまいります。
	②児童館が藤久保に集結しそうに見える。児童館は地域にあって喜ばれる。北永井、竹間沢等は残すべきです。	原案のとおりとします。	藤久保児童館以外の児童館については、公共施設マネジメント基本計画で示した方針を基本に、今後の方向性について検討してまいります。
	③子どもと大人が同じ入り口から出入りする事は色々な問題がおこりやすい。教育と子育ては芸術文化と行政事務等は別の建物にした方が良い。	原案のとおりとします。	具体的な配置計画、設計等を行っていく際は、安全対策を検討してまいります。
6	住民の周知が足りていないと思う。詳細がよくわかりませんが民間に色々なものが移されていくのは不安です。町の役割について、又どのようなことに税金を使うのか。本末転倒ではないでしょうか。	原案のとおりとします。	今後、住民の皆様への周知を行うとともに、ご意見を伺いつつ、本構想を具体化してまいります。
7	各施設の耐用年数は10年～20年とまだ先の長い施設が多い。私は長寿命化対策を講じるべきと述べてきました。耐用年数が長期ある施設を壊すことは問題。住民の税金で購入した土地を民間への使用も問題。住民が望んでいるかも疑問。複合施設、民営化ありきの計画に見える。 3案で決めるのではなく、多くの住民の意見を十分に聞い	原案のとおりとします。	拠点施設の供用開始については、スムーズに進めた場合において7～8年後を見込んでおります。各施設については近い将来に老朽化による更新の必要が見込まれることから、本構想を作成しているところです。今後住民の皆様のご意見を伺いながら、この構想を具体化していきたいと思えます。 配置・フロア構成イメージとしてA、B、Cの3案を示しております。

	ていくべきです。合理性、財政面からの計画ではなく、安全性や住民に理解され喜ばれる計画にすべきで、もう1度原点にもどり、計画を見直すべきです。 『公の施設』は町で今まで通り管理・運営をすべきでPFI方式は信頼・安全面からもやめるべきです。		す。今後はこの3案をもとに住民の皆様にご意見を伺いまして、検討してまいります。 PFIを含む民間活用については、サービス面の向上や財政的な効果を慎重に見極めながら、検討してまいります。
8	私は高齢なのでネットは見る事ができません。もう少し一般的に町民に分かるように知らせてほしい。それを行ってから計画は立ててほしい。アリーナの事故の件もあった事ですし、民間委託は非常に不安です。	原案のとおりとします。	今後、住民の皆さまへの周知を行うとともに、ご意見を伺いつつ、本構想を具体化してまいります。
9	①今回提示された本構想（素案）については、第1章に記載されている構想の背景からすると、概ね理解できるものである。 一方、第2章の1. 2 財政の3行目から4行目にかけての、「将来予測される人口減少及び年齢構成の変化に伴う生産年齢人口の減少により、町民税の減少が予測される。」とあるが、「三芳町第5次総合計画」では現状の人口を維持する計画であり、相反する内容となっていないか。	原案のとおりとします。	人口の減少が予測されている中で、第5次総合計画の計画期間である8年間の中では、人口を維持していく目標としております。ただし長期的な人口展望においては、2060年までの将来的な人口は減少していくものと推計しています。
	②第2章の公共施設等の現状と課題等（P.14 から P.18 まで）において、「公共マネジメント基本計画」とも関わるが、藤久保小学校と保健センターを除くすべての施設が、指定管理者や管理委託の対象とされている。藤久保第1学童保育室と藤久保第2学童保育室とがともに指定管理者に委託されれば、措置された児童は民間管理者の下で保護者が迎	原案のとおりとします。	藤久保小学校の学童保育室については、校舎内に1ヶ所、校庭に1ヶ所と、2箇所設置されています。このことが保護者の負担になっているとの意見もございます。そのため、必要規模を確保した上で、1つの学童保育室にすることを検討しております。 児童館や図書館だけではなく、施設全体の運営・維持管理に関して、いただいたご意見や住民の皆

<p>えに来るまでを過ぎさなければならぬ。民間の指定管理は契約の範囲内で利益を出さなければならぬのは自明の理であり、これまでの学童保育室の質の維持が保てるとは思えない。二つの学童保育室を統合する考えも示されているが、対象児童数が大きくなれば管理の幅が広くなり、児童に寄り添った運営が困難になることは明らかである。</p> <p>同様に藤久保児童館の指定管理者導入や、加えて北永井児童館と竹間沢児童館との統合も計画されているが、利用する児童や幼児の利便性は無視しているようである。</p> <p>さらに、中央図書館の運営については、第3章の5.5 図書館の運営方針の項も含め、民間へ運営を委ねるような方向が随所に見られるが、これまでに図書館運営を民間事業者に丸投げした結果、住民の意思や方向とかけ離れたものになってしまっている公共図書館が多数発生している。これまで、三芳町の図書館は誇れる実績を作り上げてきたのに、自らの手で瓦解させてしまっているのか、甚だ疑問である。</p>		<p>様にご意見を伺いながら検討してまいります。</p>
<p>③本構想では、藤久保小学校も含めた複合施設として示されており、随所にセキュリティを危惧する記載が見られる。学校は安全であり、安心して過ごせる場所であればならない。特定多数が集う公共施設や、不特定多数が訪れる商業施設が隣接する施設となるのであれば、高度な防犯、防災の設備を整備する必要があるのに、通り一遍の記載で</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>ご指摘のとおり、児童の安全を確保するよう配置を検討する必要があります。具体的な配置計画、設計等を行っていく際は、安全対策を検討してまいります。</p>

<p>は済まされない。</p>		
<p>④第3章の1 基本理念・基本方針 (P.25) では、藤久保拠点施設を「賑わいの場とします」とされているが、この場所は公共が本来の目的の場所であり、交流や健康、或いは生涯学習の場であるべきなのに、町の財政負担を軽くするために民間活力を導入するのはいかなものか。社会の流れが民間の資金を使う方向であるから、三芳町もその流れに乗らなければ遅れてしまうという理由であれば、自治体経営が「庇を貸して母屋を取られる」ことになりはしないか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>賑わいについて、施設の複合化によって、多世代が集うことで賑わいが生まれるものと考えます。また、住民の方が望む民間施設を誘致することで、利便性の向上と、地域の活性化が期待できると考えます。こうしたことから民間活用については、その効果を慎重に見極めつつ導入について検討してまいります。</p>
<p>⑤第3章の4 施設整備に係る考え方の4.3 整備方針 (P.35) では、行政事務・その他のサービス機能に「民間施設」が組み込まれているが、ここの部分は行政の実施する本来サービス機能であって、「民間施設」は独立させるべきでしょう。 また、「民間施設」の方針内容が非常に抽象的であり、参加企業が列挙されている内容と関連を謳えば何でもやれてしまうものであり、三芳町としての基本構想に盛り込むのであれば具体的な内容を記載すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>ご指摘の部分に民間施設を記載している理由としては、民間側で施設を整備する際、町が考える整備方針を反映させるためです。 具体的な民間施設の内容については、今後住民の皆様にご意見を伺いながら検討してまいります。</p>
<p>⑥第3章の4 施設整備に係る考え方の4.6 配置・フロア構成イメージ (P.39~41) では、A、B、Cの3案が提示されている。いずれの案も駐車場から小学校の建物や駐</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>ご指摘のとおり、児童の安全を確保するよう配置を検討する必要があります。具体的な配置計画、設計等を行っていく際は、ご意見を参考に、一般の方と児童の動線を分離する等の安全対策</p>

<p>車場に進入できるとされているが、前述のように学校は安心で安全な場所でなければならぬ訳ですから、セキュリティを確保できる構造での提案をするべきである。</p> <p>さらに、C案のように、学校（校舎）と運動場の間に「駐車場」があつては、一旦、校外に出たから移動するようなもので、事故を未然に防ぐ観点からは到底容認できないし、言語道断である。</p>		<p>を検討してまいります。</p>
<p>⑦第3章の5 施設運営に係る考え方の5.5 図書館の運営方針（P.47）では、「図書館の運営に関しては、業務内容を細分化し、直営すべき機能、外部委託、指定管理者に任せられる部分の有無を検討」するとされているが、前述したように公共図書館の運営を民間事業者に丸投げした自治体での失敗例が数多く見られることから、図書館の運営を含めた管理委託や指定管理者導入はするべきではない。</p> <p>重ねて、三芳町の図書館には正規職員の司書が配置され、埼玉県でも有数の利用数や利用率を誇っており、このような実績を築き上げてきた職員を蔑ろにするような運営方策は摂るべきではない。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>本素案では、P47に図書館の運営方針について記載しており、図書館の運営に関しては、「業務内容を細分化し、直営すべき機能、外部委託、指定管理者に任せられる部分の有無を検討するものとする。」としています。</p> <p>図書館のだけではなく、施設全体の運営・維持管理に関して、住民の皆様にご意見を伺いながら今後検討してまいります。</p>
<p>⑧第3章の5 施設運営に係る考え方の5.6 想定される事業手法（P.47）では、いくつかの官民連携手法が示されているが、本構想（素案）の対象施設には「小学校」が含まれ、「小学校」を建設する際には国庫補助があるはずであり、PFI等の手法と財政</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>本構想では、想定される事業手法を挙げておりますが、今後PFI等の導入可能性を調査していく中で、ご指摘の内容についても検討し、お示しできればと考えます。</p>

	力指数との関連も調査したうえで、現時点における三芳町の将来の負担がどのように異なるのかも併せて示すべきである。		
	⑨第1章の1 基本構想策定の背景 (P.1) の19行目後半ほど、「将来に渡り多くの・・・」部分は、「将来に <u>亙</u> り多くの・・・」が適切ではないか。	原案を修正いたします。	「将来に渡り多くの・・・」を「将来にわたり多くの・・・」と修正いたします。
	⑩第3章の4 施設整備に係る考え方の4.6 配置・フロア構成イメージ (P.39~41) では、A、B、Cの3案が提示されている。A案及びB案の「民間活用」の項では、「民間事業者の創意工夫を活用することで、質の高いサービスの提供が期待される。」と示されているが、この部分は構想(素案)の受託者が作成し提案した内容であると考えますが、町の直営で行う各事業は質の低いサービスしかできないように受け取れてしまう。このような内容をそのまま掲載する三芳町の体制も低いと考えざるを得ない。	原案のとおりとします。	今後の参考とさせていただきます。
10	①それぞれ施設の耐用年数について、対象となっている耐用年数は越えていない未だに使える。	原案のとおりとします。	拠点施設の供用開始については、スムーズに進めた場合において7~8年後を見込んでおります。各施設については近い将来に老朽化による更新の必要が見込まれることから、本構想を作成しているところです。
	②施設の配置図3案とも納得いかない。小学校、体育館、学童は同じ敷地内に、プールはなぜないのか。運動場は広い方が良い(災害時の事も考えて)	原案のとおりとします。	児童の学習環境に支障がないように配慮しつつ、プールの更新について検討してまいります。
	③文化芸術行政は複合でも良いが健康、保健、子育ては別	原案のとおりとします。	今後の参考とさせていただきます。

	④民間は何を入れるのか。必要ない	原案のとおりとします。	住民の皆様にご意見を伺いながら、利便性の向上が期待できる施設等を検討いたします。
	⑤D案を考えていただきたい。それと事業手法は従来型で	原案のとおりとします。	配置・フロア構成イメージとしてA、B、Cの3案を出させていただいております。今後はこの3案をもとに住民の皆様のご意見を伺いまして、検討を進めてまいります。また事業手法についてもどの手法を選択するか、今後検討してまいります。
	⑥こんなに大事な事業なのに全く知らなかった。住民に広く知らせて	原案のとおりとします。	今後、住民の皆様への周知を行うとともに、ご意見を伺いつつ、本構想を具体化してまいります。
1 1	①藤久保小学校を中心とした計画といっても過言ではないと思いますが、老朽化があるとはいえ、同校は耐震対策を実施したばかりであり、他の施設も耐用年数がそれぞれ10年以上あることから、計画の実行を急いではならないと考えます。	原案のとおりとします。	藤久保小学校では校舎を平成20年、体育館を平成22年に耐震改修を実施しております。耐震改修は大地震に対する耐震性を確保するもので、建物の耐用年数を延ばすものではございません。拠点施設の供用開始については、スムーズに進めた場合において7～8年後を見込んでおります。各施設については近い将来に老朽化による更新の必要が見込まれることから、本構想の作成をしているところです。
	②基本構想は、国の「都市再生整備計画事業」＝地方都市リノベーション事業をもとに民間活力の導入、すなわち民間資金を投入し、施設の再構築から施設の管理、運営等を最大限委ねたいとしているものと思います。	原案のとおりとします。	三芳町第6次行政改革大綱では「民間にできるものは民間に」を基本に民間活力の活用等によるアウトソーシングを推進し、よりよいサービスの構築に向けて検討を進めております。PFIを含む民間活用については、サービス面の向上や財政的な効果を慎重に見極めながら、導入の可能性について調査してまいります。
	③「施設運営に係る考え方」としてPFIがあり、またPPPなどもあるかもしれませんが、私が一番危惧しているのは、特に図書館、公民館に対する考え方の問題です。素案は図書館運営業務を「指	原案のとおりとします。	図書館だけではなく、施設全体の運営・維持管理に関しては、住民の皆様にご意見を伺い参考に今後検討を進めてまいります。 想定規模については1,100㎡を目安としておりますが、これは

<p>定管理、管理委託等の検討」 としていますが、結論をいう と、それをやれば結局三芳町 らしさを失うことは必至であ るといわざるをえません。公 民館も然り。三芳町の図書館 が全国的に評価されているの は何故か、を考えていただき たい。</p> <p>それは、職員の高い専門性と 非常勤職員の水準の高さ、学 校図書館とのネットワーク、 そして、それらを支える多彩 な読み聞かせグループ等の存 在です。いわば職員と住民の 共同の営みが作りあげてきた ものであり世代継承されてい くべきものです。</p> <p>指定管理者になれば、営々と 築き上げてきた三芳の誇るべ き図書館事業が崩壊すること は必至です。そうさせてはい けません。指定管理者で失敗 した例は全国でいくつもあり ます。ましてや新しい計画で は現行の1300㎡の図書館 面積が1000㎡と大幅な縮 小計画にされているのは論外 といわざるをえません。今で も読書コーナーやレファレン スコーナー、ボランティア活 動室など面積がほしいところ です。「賑わい・交流の場の創 出」に逆行するのではないで しょうか。</p> <p>また業務内容細分化として、 管理、企画、サービスを挙げ ていますが、「職員と住民の共 同の営み」という三芳の図書 館のあり方に鑑み、「直営」を 選択していただくよう要請し ます。</p>		<p>他の施設とトイレや機械室、会議 室等を共用することで、従来の規 模から一定程度の合理化が図ら れるためです。</p> <p>具体的な面積や必要な諸室につ いては、住民の皆様にご意見を伺 いながら今後検討してまいりま す。</p>
<p>④公民館も同様に、「中央公民 館問題」で文化団体・住民等 がコミセンではなく、なぜ公 民館に拘ったのかを考えてい</p>	<p>原案のとおりとしま す。</p>	<p>各施設の運営については、住民の 皆様にご意見を伺いながら、慎重 に検討してまいります。</p>

<p>ただきたい。結局、公民館も三芳町民の芸術・文化への思いを代表する施設であり、それを過小評価しないでいただきたい。運営面まで民間に委ねて、住民に幻滅を与えないでいただきたい。社会教育法第三条（国及び地方公共団体の任務）を尊重していただきたい。</p>		
<p>⑤基本方針から導かれる必要機能の教育部門に「プール」がありませんが、防災上の避難拠点である小学校に設置しないのは何故でしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>児童の学習環境に支障をないように配慮しつつ、プールの更新について検討してまいります。</p>
<p>⑥民間施設とは、具体的には何を想定しているのでしょうか。例えば第一種住居地域では、売場面積3000㎡以下の店舗、飲食店、事務所等やボーリング場、水泳場等、ホテル・旅館などが可能ですが……。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>現時点で具体的に想定している施設はございません。今後住民の皆様が望む施設を把握するとともに、民間事業者にも意向調査を行い、住民の利便性増進に寄与する施設を誘致していきたいと考えております。</p>
<p>⑦忘れてはならないと思うのは、行政は住民の暮らし、営みとともにある、ということだと思います。まちづくりは決して上から目線、管理面からアクセスしてはならないと考えます。PFIを推奨する国の都市再生計画、それに呼応した今回の素案。誰もが将来の町の発展を望んでいます。が、私たちの三芳町は、あくまで4万弱。この4万人が集い、安心して暮らせる町づくりを期待しています。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>本構想を具体化する上での参考とさせていただきます。</p>